

## 麻薬等取扱いセルフチェックリスト

## 〈麻薬〉

## 1 保管・管理

手引き P4~5 第4 保管・管理(1)(2) 保管

- (1) 麻薬は、麻薬専用の**固定**した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)にて保管している。
- (2) 期限切れの麻薬であっても廃棄するまでは、在庫として麻薬金庫内で適切に管理している。
- (3) 麻薬金庫内に麻薬以外の物(覚醒剤原料、向精神薬、毒薬、現金、帳簿など)を入れていない。

## 2 廃棄

手引き P5 第5 廃棄(1)

- 期限切れ等の陳旧麻薬を廃棄する際は、**薬務課職員立会**の下廃棄している。

## 3 麻薬帳簿

手引き P6~11 第6 記録

- (1) **麻薬帳簿と在庫品目・数量は一致する。**
- (2) 麻薬帳簿はマイナス表記をするのではなく、在庫の出納通り、**その都度**記載している。

## 4 麻薬処方箋

手引き P3~4 第3 譲渡

- 麻薬処方箋に**麻薬施用者免許番号(0or1 で始まる 6 桁)**及び**患者住所の記載**がなければ、**その場で疑義照会**をしている。

## 5 譲受

手引き P5~11 第5 廃棄(2)、第6 記録(1)(3)

- 患者から譲り受けた調剤済麻薬を**麻薬帳簿又は補助簿に記載後**、適切に廃棄し、**記録を残している。**

## 〈向精神薬〉

## 1 保管・管理

手引き 第4 保管・管理(2)、第6 事故の届出\*

- (1) 向精神薬は薬局内において、業務に従事する者が盗難防止に必要な注意をしている場合以外(不在時や閉局時等)の時は、かぎをかけた設備内(施錠できる引出し等)に保管している。
- (2) 向精神薬の出納について、**定期的に数量確認**を行っている。

## 2 譲渡・譲受・廃棄等

手引き 第7 記録

- (1) **第一種及び第二種**向精神薬について、譲渡・譲受・廃棄の記録を薬局内に2年間残している。**(購入伝票を別綴じすることでも可)**
- (2) **偽造が疑われる**処方箋は、処方医に**疑義照会**をしている。  
→向精神薬が含まれている処方箋は、処方箋の端や処方医の印鑑の色等に特に注意して下さい。

## 〈覚醒剤原料〉

## 1 保管・管理

手引き P9~10 第5 保管

- (1) 覚醒剤原料は**施錠**できる引き出し等に保管している。
- (2) 期限切れの覚醒剤原料であっても廃棄するまでは、在庫として保管庫内で適切に管理している。

## 2 廃棄

手引き P15 第9 廃棄 1(1)

- 期限切れ等の陳旧覚醒剤原料を廃棄する際は、**薬務課職員立会**の下廃棄している。

## 3 覚醒剤原料帳簿

手引き P11~14 第8 記録

- (1) **覚醒剤原料帳簿と在庫品目・数量は一致する。**
- (2) 覚醒剤原料帳簿はマイナス表記をするのではなく、在庫の出納通り、**その都度**記載している。

## 4 譲受

手引き P5~8 第3 譲受け・譲渡し、P11~15 第8 記録(帳簿の記載例)、第9 廃棄 1(2)

- (1) 患者から譲り受けた調剤済覚醒剤原料を**覚醒剤原料帳簿又は補助簿に記載後**、覚醒剤原料**譲受届**出書を提出している。
- (2) 患者から譲り受けた調剤済覚醒剤原料を覚醒剤原料譲受届出書提出後**(又は提出日に)**適切に廃棄し、**記録を残し、廃棄後覚醒剤原料廃棄届**出書を提出している。